

「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」について

平成16年6月

1 目的

看護職員の需給については、これまで、通算5回にわたり需給計画及び需給見通しの策定を行ってきたところである。

第五回にあたる平成12年の看護職員の需給検討会においては、医療提供体制が大きな変革期にあることを踏まえ、平成13年から17年までの5年間の需給見通しを策定し、平成17年にはほぼ均衡する見通しとしたところである。現在までのところ、就業者数は順調に推移しているが、看護職員の需給見通しは、看護政策の方向を考えるうえで重要な基礎資料であることから、平成18年以降についても、引き続き需給見通しを策定するものである。

【過去の需給計画及び需給見通し】

- ・昭和49年 看護婦需給計画（5か年計画）：看護婦、准看護婦、病院勤務の助産婦を対象
- ・昭和54年 看護婦需給計画（7か年計画） //
- ・平成元年 看護職員需給見通し（7か年）：看護職員全体を対象
- ・平成3年 看護職員需給見通しの見直し（10か年） //
- ・平成12年 看護職員需給見通し（5か年） //

2 検討事項

- ・看護職員の需給の現状
- ・看護職員をめぐる社会経済的状況
- ・各都道府県における需給見込算定の方法（策定方針）
- ・各都道府県の需給見込結果の検討

3 スケジュール等

- ・平成16年6月17日（木）に第1回会合を参集
- ・平成17年12月に新需給見通し公表

4 検討会の位置付け

- (1) 医政局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 事務局は、厚生労働省医政局看護課に置く。

検討会日程（案）

会議開催日	事 項	備 考
平成16年 6月17日	第1回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の需給の現状 ・フリーターキング
7月 9日	第2回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員をめぐる社会経済的状況について ・フリーターキング
7月29日	第3回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・需給見通し策定に当たっての基本的考え方について（検討）
9月 上旬	第4回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・需給見通し策定の方向性提示
平成17年 2月	第5回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県における需給見込算定方法の決定（事務局案提示・検討）
4月～7月		（各都道府県による算定作業）
11月	第6回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・全国ベースの需給見通しについて（事務局案提示・検討）
12月	第7回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・全国ベースの需給見通しについて（決定）

看護職員確保対策等の経緯

- 昭23 保健師助産師看護師法制定
厚生省医務局に看護課設置
- 昭26 保健師助産師看護師法改正
看護師等養成所施設整備事業（自治体、公的）創設
- 昭31 行政機構改革による中央省庁再編により看護課廃止
- 昭33 「基準看護」制度創設→看護体制の充実化
- 昭35 看護師の労働条件改善を要求する全国規模の病院ストライキ
- 昭36 国立病院療養所勤務の看護職員の労働時間 週48時間→週44時間
- 昭37 修学資金貸与補助制度の開始
- 昭38 看護師養成施設整備費の拡充
医療制度調査会中間報告「医療制度全般についての改善の基本方策」
・需給計画策定、財政援助（奨学制度、施設整備、運営費）、未就業者の活用対策を促進すること
厚生省医務局に看護課を再設置
- 昭40 全医労要求に対する人事院判定
・夜勤2人以上、月平均8回以下（二八体制）
- 昭42 未就業看護師講習会の開始
- 昭44 参・社労委「看護職員の不足対策に関する決議」採択
・養成機関の拡充整備、夜間勤務の改善、人事院判定の実行 等
- 昭45 看護師等養成所運営費補助開始
看護教員養成講習会開始
国立病院等で3年計画で看護師を増員
- 昭47 看護師共同利用保育施設整備費補助開始
- 昭48 看護制度改善検討会報告
・看護業務の明確化、看護需要の再検討、処遇改善、潜在看護師の活用、勤務条件の改善、看護大学の設置推進等

昭49.2 第一次看護師需給計画策定

- 社会保障長期計画懇談会において作成
- 背景：慢性的看護師不足

○特徴

- ・5ヶ年計画（昭49～53）
- ・看護師、准看護師及び病院に勤務する助産師を対象として算定
- ・諸外国における看護師数等の数値を参考にして計画

	昭49		昭53
必要数見込	421千人	→	489千人
就業者数見込	393千人	→	490千人
実績	387千人	→	479千人

昭49 病院内保育施設運営事業（補助金）の助成

昭50 全都道府県にナースバンク設置

「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護師、保母等の育児休業に関する法律」公布（昭51 施行）

昭52 看護研修研究センター設置

ILO総会「看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約」（149号条約）を採択

昭54 民間養成所の建替整備補助開始

昭54. 9 第二次看護師需給計画策定

○看護体制検討会において作成

○背景：地域別、設置主体別、施設規模別の看護婦需給の格差
将来的に予想される看護婦需要の増大への対応

○特徴

- ・7ヶ年計画（昭54～60）
- ・現行の関連諸制度及びその実態を考慮したよりきめ細かいものとした。

	昭54		昭60
必要数見込	562千人	→	663千人
就業者数見込	515千人	→	664千人
実績	507千人	→	668千人

昭59 看護体制検討会「看護体制の改善に関する報告書」

- ・看護チーム体制の強化、保健師・助産師の男性への対象拡大の検討、勤務体制・夜勤体制の配慮、労働条件・就業環境の改善、在宅ケアの推進、教育訓練の充実

昭62 看護制度検討会報告書

- ・養成の促進、専門看護婦（士）の育成、訪問看護婦（士）の育成、看護教員の養成体制の確立、保健婦資格の男性への対象拡大、生涯教育の充実強化、看護管理者の認定システムの確立 等

平元 教育課程の見直し（男女区別の撤廃、老人看護学の専門科目化等）
（平成2年度から実施）

国家試験の改善（状況設定問題の採用等。平2年3月試験から変更）

平元. 5 看護職員需給見通し策定

○背景：患者数の増、複数夜勤の普及等による看護職員の養成確保

医療計画策定の義務付け（昭60年医療法改正）による病床の増加の伴う看護職員の需要の影響

○検討会設置せず

○特徴

- ・7ヶ年計画（昭63～平6）
- ・保健師、助産師、看護師及び准看護師を対象
- ・各都道府県が地域住民の需要を反映し策定した需給見通しを基礎とする

	昭63		平6
必要数見込	831千人	→	935千人
就業者数見込	766千人	→	935千人
実績	778千人	→	962千人

平元 高齢者保健福祉推進10か年戦略策定（ゴールドプラン）

平3 保健医療・福祉マンパワー対策本部中間報告

- ・検討の方向性 社会的評価の向上、労働条件の改善、養成力の強化、潜在マンパワーの就業促進、サービス供給体制の改善

- ・看護職員需給見通しを早急に見直すべき

平成4年度保健医療・福祉マンパワー対策大綱決定

法案化の方針を明示

「看護の日」の制定

老人保健法の改正 老人訪問看護制度の創設（施行は平4）

平3. 12 看護職員需給見通しの見直し

○背景：「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）の策定による医療・福祉マンパワーの大幅な確保の必要性、労働条件の改善（週40時間、週休2日制、夜勤回数の軽減、育児休業）に伴う看護職員の需要増

○検討会設置せず

○特徴

- ・10ヶ年計画（平3～12）
- ・各都道府県の需要数・供給数の見込みを基に策定

	平3	→	平12
需要数見込	932千人		1,159千人
就業者数見込	858千人		1,159千人
実績	852千人		1,165千人

平4 育児休業法成立

- 看護師等の人材確保の促進に関する法律成立
- 看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針の策定
- 看護職員生涯教育検討会報告
 - ・生涯教育の体系と内容、方法を提言
- ナースセンター事業（補助金）創設

平5 看護職員離職防止特別対策事業（補助金）創設

- （平8～看護職員確保対策特別事業に拡充）
- 保健師助産師看護師法の改正 男子の保健業務への就業を可能
- 看護業務検討会報告書
 - ・他職種等との業務連携、看護業務の効率化・合理化、働きやすい勤務体制のあり方等

平6 少子・高齢社会看護問題検討会報告書

- ・看護基礎教育の充実、生涯教育の充実、介護問題と看護職員需給見通しの点検、看護婦等の名称変更の検討
- エンゼルプランの策定
- 新ゴールドプランの策定
- 看護師宿舍施設整備事業創設
- 看護師勤務環境改善施設整備事業創設

平7 育児休業法改正（育児・介護休業法）

- 平8 教育課程の見直し（在宅看護論、精神看護学の設定、専任教員配置の充実等）
 准看護師問題調査検討会報告
 ・21世紀初頭の早い段階を目途に看護師養成制度の統合に努力
- 平9 介護保険法成立（平12年施行）
- 平11 准看護師の移行教育に関する検討会報告
 ・教育期間を短縮した移行教育を提言
 准看護師の資質の向上に関する検討会報告
 ・カリキュラムの拡充、教員体制の充実
 教育課程の見直し（高校及び専攻科における看護師養成課程の設置、准看護師教育課程、教育体制の充実等。平14年度から施行。）
 新エンゼルプランの策定
 ゴールドプラン21の策定

平12. 12 看護職員需給見通し

○看護職員の需給に関する検討会で作成

○背景：介護保険制度の実施など、看護職員を取り巻く環境の大きな変化、21世紀初頭における看護職員の計画的・安定的確保

○特徴

- ・各県の積み上げを基に流入出等のマクロ調整
- ・医療提供体制の変革期であること、介護保険制度が施行後5年を目途に検討されることを踏まえて5年

	平13	→	平17
需 要 数	1, 217千人	→	1, 306千人
就 業 者 数	1, 181千人	→	1, 300千人
実 績	1, 188千人		

平13 看護職員就労確保総合支援事業（補助金）創設

保健師助産師看護師法の改正（障害者の欠格条項の見直しと守秘義務規定の整備）

保健師助産師看護師法の改正（名称変更）

育児・介護休業法改正（子どもに対する看護休暇制度の導入、育児中の時間外労働の制限等）

平15 教育課程の見直し（2年課程通信制の創設。平16年度から施行）

労働者派遣制度の改正（紹介予定派遣の解禁）

新たな看護のあり方に関する検討会報告書

- ・平14年9月の中間まとめで、静脈注射を診療の補助と位置付け
- ・最終報告で、看護師等は、医師の包括的指示の下で、療養生活支援の専門家として、的確な看護判断と適切な看護技術の提供を行うべき。そのための資質向上が必要

看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書

- ・到達すべき看護技術教育の内容と範囲の明確化、臨地実習の実施要件等の明確化

看護師等養成所の教育活動に関する自己評価指針作成検討会報告書

- ・自己評価指針の提示

次世代育成支援対策推進法の成立

平16 新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書

- ・新人看護職員研修到達目標、指導指針を提示